

添付法令資料 1 :

モロッコにおける国家港湾局及び港湾開発公社の設置に関する法律第 15-02 号  
(目次)

2005 年 11 月 23 日付勅令第 1-05-146 号により施行

- 第 1 編 港湾に係る法制度 (第 1 条～第 30 条)
- 第 2 編 国家港湾局 (第 31 条～第 41 条)
- 第 3 編 港湾開発公社 (第 42 条)
- 第 4 編 港湾局及び公社に共通の規定 (第 43 条～第 56 条)
- 第 5 編 経過規定及び最終規定 (第 57 条～第 65 条)

添付法令資料 2 :

韓国消防基本法 (目次)

2017 年 12 月 26 日法律第 15300 号により一部改正 同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条)
- 第 2 章 消防装備及び消防用水施設等 (第 8 条ないし第 11 条の 2)
- 第 3 章 火災の予防と警戒 (第 12 条ないし第 15 条)
- 第 4 章 消防活動等 (第 16 条ないし第 28 条)
- 第 5 章 火災の調査 (第 29 条ないし第 33 条)
- 第 6 章 救助及び救急 (第 34 条ないし第 36 条)
- 第 7 章 義勇消防隊 (第 37 条ないし第 39 条の 2)
- 第 7 章の 2 消防産業の育成・振興及び支援等 (第 39 条の 3 ないし第 39 条の 7)
- 第 8 章 韓国消防安全協会 (第 40 条ないし第 47 条)
- 第 9 章 補則 (第 48 条ないし第 49 条の 3)
- 第 10 章 罰則 (第 50 条ないし第 57 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

タイ王国マドリッド議定書に基づく商標登録に係る  
仏暦 2560 年（西暦 2017 年）の商務省令（目次）

2017 年 12 月 14 日制定／2017 年 12 月 18 日官報掲載／2017 年 11 月 7 日施行

制定の根拠及び施行日（前文及び第 1 条）

第 1 部 総則（第 2 条及び第 3 条）

第 2 部 その他のマドリッド議定書の成員の保護を求めためにタイにおいてフ  
ァイリングする国際登録出願

第 1 章 国際登録出願のファイリング（第 4 条ないし第 7 条）

第 2 章 最初の事務局レベルにおける登記官の国際登録出願の審査（第 8 条な  
いし第 10 条）

第 3 章 国際事務局からの通知受領に従い実施される欠陥の修正（第 11 条及  
び第 12 条）

第 4 章 その他の出願のファイリング（第 13 条及び第 14 条）

第 5 章 基礎出願又は基礎登録における権利喪失及び国際出願の権利制限の結  
果（第 15 条及び第 16 条）

第 3 部 保護を求め国としてタイを指定する国際事務局から送付された国際登  
録出願（第 17 条ないし第 33 条）

添付法令資料 4 :

先物ブローカーに対する反マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止に係る  
プログラムの実施に関する 2017 年 10 月 17 日付インドネシア共和国  
商品先物取引監督庁長官規則 No.8 (目次)  
同月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 先物ブローカーに対する反マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止に係るプログラム実施の義務 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 (原文ママ) 先物ブローカーの取締役会及び監査役会による能動的監督
  - 第 1 節 取締役会による能動的監督 (第 6 条)
  - 第 2 節 監査役会による能動的監督 (第 7 条及び第 8 条)
- 第 3 章 先物ブローカーに対する顧客識別原則の実施責任者
  - 第 1 節 総則 (第 9 条)
  - 第 2 節 職務及び権限
    - 第 1 款 職務 (第 10 条)
    - 第 2 款 権限 (第 11 条)
- 第 4 章 政策及び手順
  - 第 1 節 総則 (第 12 条ないし第 14 条)
  - 第 2 節 リスク評価 (第 15 条)
  - 第 3 節 本人確認及び検証 (第 16 条ないし第 19 条)
  - 第 4 節 顧客候補者及び顧客の本人確認及び検証 (第 20 条ないし第 24 条)
  - 第 5 節 受益所有者の本人確認及び検証 (第 25 条ないし第 27 条)
  - 第 6 節 高リスクを有する顧客候補者及び顧客の本人確認及び検証 (第 28 条ないし第 34 条)
  - 第 7 節 簡易的な顧客デューデリジェンス (第 35 条)
  - 第 8 節 取引の拒絶及び事業関係の終了 (第 36 条及び第 37 条)
  - 第 9 節 アップデート及びモニタリング (第 38 条ないし第 40 条)
  - 第 10 節 書類管理 (第 41 条)
- 第 5 章 内部統制 (第 42 条)
- 第 6 章 事業所ネットワーク及び子会社における反マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止にかかるプログラムの実施 (第 43 条)
- 第 7 章 運営情報システム (第 44 条)
- 第 8 章 人的資源及び研修 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 9 章 報告 (第 47 条及び第 48 条)
- 第 10 章 雑則 (第 49 条)
- 第 11 章 制裁 (第 50 条)
- 第 12 章 経過規定 (第 51 条ないし第 53 条)
- 第 8 章 (原文ママ) 終則 (第 54 条及び第 55 条)

添付法令資料 5 :

企業の国外債務の借入れ及び返済に対する外国為替管理に関する若干の内容を  
指導する通知を合一するベトナム国家銀行の合一文書 (目次)

2017年7月12日付第03/VBHN-NHNN号合一文書/16.04.15施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第5条)
- 第2章 ウェブサイト (第6条ないし第8条)
- 第3章 政府により保証されない企業の外国ローンの登記及び変更登記の手續
  - 第1目 ローンの登記 (第9条ないし第14条)
  - 第2目 ローンの変更登記 (第15条ないし第17条)
  - 第3目 政府により保証されない外国ローンの登記確認及び変更登記確認 (第18条ないし第23条)
- 第4章 外国ローン及び債務返済口座の開設及び使用
  - 第1目 外国ローン及び債務返済口座 (第24条ないし第29条)
  - 第2目 資金の引出し及び外国ローン実施の送金 (第30条ないし第34条)
- 第5章 外国ローン保証取引に関連する外国為替管理に関する規定 (第35条ないし第37条)
- 第6章 統計報告制度 (第38条ないし第41条)
- 第7章 各関係当事者の責任 (第42条ないし第48条)
- 第8章 施行条項 (第49条ないし第51条)